

函 総 災

令和4年9月12日

報道機関各位

函館市総務部災害対策課長

「大間原発訴訟市民説明会」に係る報道依頼について

本市は、大間原発建設の無期限凍結を求めて、避難計画策定を義務付けられる30キロ圏内の自治体として平成26年4月に訴訟を提起し、これまで裁判を通じて当市の主張を行い、提訴から5年が経過した令元年11月に市民説明会を開催したところですが、その後3年が経過したことから、最新の審理状況や今後の見通しなどについて、市民の皆様に変更して説明する機会を設けました。

つきましては、当該事業を広く市民へ周知いただきたく報道方よろしく願いいたします。

記

- 1 開催日時  
令和4年（2022年）10月2日（日） 午後1時～3時
- 2 場所  
ホテル函館ロイヤル2階「ゴールデンホール」（函館市大森町16-9）
- 3 講師  
市訴訟弁護団所属の弁護士
- 4 定員  
300人（申込順）
- 5 費用  
無料
- 6 申込み  
・ 当市ホームページ  
・ E-mail [bousai@city.hakodate.hokkaido.jp](mailto:bousai@city.hakodate.hokkaido.jp)  
※お名前（フリガナ）をご記載ください。  
・ 電話（21-3648）
- 7 その他  
別紙パンフレット参照

（ 総務部災害対策課：鶴岡  
TEL 21-3676 ）

# 大間原発訴訟 市民説明会

**日時** 令和4年10月2日（日）  
午後1時～3時

**場所** ホテル函館ロイヤル  
2階「ゴールデンホール」  
（函館市大森町16-9）

**講師** 市訴訟弁護団弁護士

提訴から8年を経過した本市の大間原子力発電所建設  
差止訴訟の審理状況や今後の見通しなどを報告します。



## 市長のメッセージ

本市は、平成26年4月、大間原発建設の無期限凍結を求め、避難計画策定を義務付けられる30キロ圏内の自治体として、訴訟を提起しました。

市では、これまで、ホームページや広報紙等により裁判の審理状況などの情報発信を行い、令和元年に市民説明会を開催しましたが、その後3年を経過したことから、最新の審理状況や今後の見通しなどについて、市民の皆さんに改めて説明する機会を設けました。

今後とも、大間原発の危険性のみならず、同意権や避難計画作成の問題などについて、引き続き強い決意を持って、司法の場で訴えてまいります。

■主催 函館市 ■定員 300人（申込順） ■参加費 無料

お申込み ・ 函館市ホームページ（右QRコード）  
・ E-mail [お名前（フリガナ）をご記載ください]  
✉ [bousai@city.hakodate.hokkaido.jp](mailto:bousai@city.hakodate.hokkaido.jp)  
・ ☎ 0138-21-3648

お問合せ 函館市総務部災害対策課 ☎ 0138-21-3648



## 函館市の原発に対する考え方

- 原発をこれ以上増やすべきではなく、建設中や計画中の原発は無期限で凍結すべき
- 原発の新設は、福島第一原発の大事故を起こした我々世代が判断することではなく、他の安全なエネルギー開発の状況を見ながら将来世代の判断に委ねるべき
- 原発の建設をすとしても、あらかじめ自治体が避難計画を立てられるかどうかを審査し、少なくとも30km圏内の自治体の同意を得るべき
- 脱原発・反原発や原発容認など様々な意見があるなか、本市にとっては大間原発の無期限凍結が最大の課題であり、原発政策に対して特定の立場はとっていないことで多くの理解が得られ、そのことで道南地域がまとまって行動している

## 大間原発の問題点

- 福島第一原発事故以前の審査基準により許可され、建設が始められていること
- 毒性が強く危険性が指摘されているフルモックス（プルトニウムとウランの混合燃料だけを使用）での世界初の原子炉であること
- 大間原発の北方海域や西側海域に巨大な活断層がある可能性が高いこと
- 大間原発が面している津軽海峡は国際海峡であり、領海が通常の12海里（22km）ではなく、3海里（5.5km）しかないことからテロ対策をはじめ安全保障上の大きな問題があること
- 既存原発の再稼働とは異なり、電力需給の問題を生じるものではないこと
- 大間原発では使用済核燃料は20年分しか保管できなく、その処理の方法や最終処分地などが決まっていないこと

## 大間原発で過酷事故が起きた場合

- 遮蔽物もなく、最短で23kmに位置する道南地域が危険にさらされ、観光産業をはじめ、漁業や農業を基幹産業としている道南地域にとっては、地域経済に壊滅的な打撃を与える
- 主な避難経路が国道5号を利用して北に向かう道路と国道227号を利用して、厚沢部方面に向かう道路しかなく、交通事情から考えると北斗市、七飯町を合わせた函館圏30万人超の大規模な避難は不可能である
- 函館市域が放射性物質により汚染され、市民の離散が生じ、地方自治体としての機能が崩壊する

